

支出証拠書 (各種団体会費)

12/3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	情報処理学会会費(年度更新)		
年月日	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	金額	10,800 円

会の趣旨・目的	コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	(1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表 (2) 情報処理関連技術の普及・実践 (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及 (4) 情報処理に関わる人材育成の推進 (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力 (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力 (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	今後は県政に ICT を活用していかなければならない。ICT は進歩が速く、常日頃から情報収集する必要があり、情報処理学会に入会し定期的に会誌等を購読また必要に応じて学会等にも参加する。
<領収書貼付枠> 別添 領収書・支払手続き完了書 参照 2021 年度正会員費：10,800 円 (2021/04/01~2022/03/31)	
※ 添付書類：定款	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	10,800 円	100%	10,800 円

〒431-1304
静岡県浜松市北区細江町1772-698
ラトール101

良知駿一事務所

良知 駿一 様

領収書を発行いたしましたので、お受け取りください。

お問合せなどは、下記までご連絡ください。

○連絡/照会先
一般社団法人情報処理学会 事務局
<http://www.jpis.or.jp>
Tel. 03(3516-8374
Fax 03(3516-8375

一般社団法人情報処理学会
(201902504)

領 収 書

良知駿一事務所(良知 駿一) 様

No.202004667
2020年12月03日

〒 10,800

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河

一般社団法人 情報



但し2021年度正会員費

上記正に領収いたしました。

お支払い方法の選択 クレジットカード情報の入力 クレジットカード情報入力確認 **お支払い手続き完了**

良知 駿一様

お支払い手続き完了

お支払い手続きが完了しました。この画面を印刷して大切に保管してください。
なおお支払い手続きが正しく行えなかった場合、ブラウザの「戻る」ボタンは行わないでください。

お支払い方法

クレジットカード

お客様情報

お名前 良知 駿一様

メールアドレス [REDACTED]

ご注文内容



一般社団法人情報処
理学会

お支払い番号 26120555567027

お支払い金額 10,000 円

電話番号 03-3518-8374

メールアドレス shop_support@ipj.or.jp

[このページを印刷する](#)



[ショップに戻る](#)

上記リンクより、必ず申込受付サイトへお戻りください。

SMBCファイナンスサービス

学会について

会誌・論文誌・研究会・DP

イベント・ITフォーラム

教育・人材育成

電子図書館

会員サービス

情報規格調査会

マイページ →

Google検索 🔍

事務局問合せ一覧

よくある質問

サイトマップ

English

IoTシステム技術検定 上級



2021年
 デジタルの日
 JAPAN
 DIGITAL DAYS 2021

> 入会する > 個人会員の入会費用一覧

個人会員の入会費用一覧

個人会員の入会費用一覧

会員区分	入会金	会費	オプション*2		
			論文誌ジャーナル購読費	総合デジタルライブラリ	研究会登録費
時期/期間	入会時	年度単位*1	年度単位*1	年度単位*1	年度単位*1
消費税*3	対象外	対象外	税込価格	税込価格	税込価格
名誉会員	—	無料	5,500円	11,000円	参考：2021年度
正会員	2,000円	10,800円	5,500円	11,000円	
正会員（終身会員）	—	会誌あり：半額 会誌なし：免除	5,500円	11,000円	
学生会員	免除	4,800円	5,500円	11,000円	1つ無料 2つ目から上記のとおり
ジュニア会員*4	免除	無料	—	—	—

*1.本会の年度は、4月～翌年3月です。会費、オプション費用は年度額でご請求いたします。

*2.オプションは希望者のみのご登録です。

*3.消費税は、2019年10月以降のご登録は[10%]の価格となっております。

*4.ジュニア会員は、オプションの申込は不要です。同等のサービスを無料で受けられます。



いいね! 0 シェア ツイート

Search input fields



ホーム > 学会について > 情報処理学会とは > 定款

一般社団法人 情報処理学会 定款

制定日: 昭和38年12月19日

社団法人としての定款変更履歴: 昭和42年12月5日, 昭和44年1月7日, 昭和45年11月7日, 昭和47年7月14日, 昭和50年10月24日, 昭和53年8月7日, 昭和58年6月27日, 昭和59年7月10日, 昭和61年8月25日, 平成1年3月29日, 平成4年10月3日, 平成5年8月2日, 平成6年7月16日, 平成12年3月23日, 平成14年6月25日, 平成16年3月1日, 平成17年6月10日

一般社団法人認可までの定款変更履歴: 平成20年12月22日, 平成21年5月29日, 平成22年3月24日, 平成22年5月31日

一般社団法人としての定款変更履歴: 平成22年6月18日認可, 平成22年7月1日(一般社団法人への移行登記日)施行(※平成22年5月31日の旧法人最終改訂に同じ), 平成26年6月4日, 平成27年6月3日

- 第1章 総則
- 第2章 目的および事業
- 第3章 会員および社員
- 第4章 社員総会
- 第5章 役員
- 第6章 理事会
- 第7章 資産および会計
- 第8章 定款の変更、合併および解散等
- 第9章 委員会等
- 第10章 情報公開等
- 第11章 補足
- 附 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人情報処理学会 (Information Processing Society of Japan) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表
- (2) 情報処理関連技術の普及・実践
- (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及
- (4) 情報処理に関わる人材育成の推進
- (5) 情報処理関連の国際学会への加盟ならびに連絡および協力
- (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力

学会について

- 情報処理学会とは
- 委員会
- 支部
- 外部に対する活動
- 報告
- 関連団体
- その他

提言/プレスリリース

表彰

学会誌「情報処理」

論文誌

電子図書館

イベント

研究会

ITフォーラム

IPSJカレンダー

会員サービス

図書販売

教育・人材育成

認定情報技術者制度

コンピュータ博物館

情報規格調査会



管理部門へのお問い合わせ

総務担当

E-mail: soumu@ipsj.or.jp

Tel: 03-548-8574

- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会員および社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 名誉会員 この法人の事業範囲において特別の功績があり、社員総会において推薦された個人
 - (3) 学生会員 短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (4) ジュニア会員 小中学校、高校、専門学校、短大、高専(専攻科1年以下)、大学(学部3年生以下)の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (5) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人
2. この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という)上の社員は、概ね正会員100人の中から1人の割合で選出される代表会員とする。
3. 代表会員は、正会員による代表会員選挙で選出する。代表会員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代表会員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代表会員選挙に立候補することができる。
5. 第3項の代表会員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代表会員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代表会員を選出することはできない。
6. 第3項の代表会員選挙は、毎年2月に実施することとし、代表会員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、代表会員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、および役員解任の訴えを提起している場合(責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代表会員は社員たる地位を失わない(当該代表会員は、役員選任および解任ならびに定款変更についての議決権を有しないこととする)。
7. 代表会員に欠員が生じた場合は、速やかに再選挙により、欠員を補充することができる。欠員により選任された代表会員の任期は、前任者の残任期間とする。
8. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代表会員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 定款の閲覧等の権利

(2) 社員名簿の閲覧等の権利

(3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利

(4) 社員の代理権証明書等の閲覧等の権利

(5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利

(6) 計算書類等の閲覧等の権利

(7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利

(8) 合併契約等の閲覧等の権利

9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法上の総社員の同意による損害賠償責任の免除の規定にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 社員総会において名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時および毎年、社員総会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2. 学生会員および賛助会員は、入会金を納めることを要しない。
3. 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
4. ジュニア会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届けを提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき

- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 (3) その他の正当な事由のあるとき
 2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合(任意退会、除名)のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
 (2) 全ての会員の同意があったとき
 (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
 (4) 成年被後見人または被保佐人になったとき

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。
 3. 代表会員たる会員が、第8条、第9条、および第10条の各号により、会員たる資格を喪失したときは、代表会員たる地位を喪失する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての代表会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 (2) 入会の基準および会費ならびに入会金の額
 (3) 理事および監事の選任または解任
 (4) 理事および監事の報酬等の額またはその規程
 (5) 各事業年度の事業報告および決算
 (6) 定款の変更
 (7) 解散および残余財産の処分
 (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項
 2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の書面(開催通知)に記載した目的以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 (2) 総代表会員の議決権の10分の1以上を有する代表会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項ならびに招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。
 3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない代表会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、代表会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総代表会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代表会員の過半数が出席し、出席した代表会員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合にお

いて、議長は代表会員として決議に加わることはできない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散および残余財産の処分
- (5) その他法令またはこの定款で定められた事項

3. 理事および監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理および書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代表会員は、他の代表会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代表会員は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代表会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3. 第1項および2項の場合における第18条(定足数)および第19条(決議)の規定の適用については、その代表会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事または代表会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代表会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2. 出席した会長および副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。
3. 前項の会長および副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第24条 役員は、社員総会において、これを選任する。

2. 会長、副会長および業務執行理事は、理事会において、理事のうちから選定する。
3. 常務理事は、理事会において、業務執行理事のうちから6名以内を選定することができる。
4. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。
5. 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
6. 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
7. 役員に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
4. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5. 常務理事は、会長および副会長を補佐する。
6. 会長、副会長および業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7. 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行、およびこの法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令およびこの定款に違反する事実、若しくは若しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告する。
5. 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接、理事会を招集する。
6. 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令およびこの定款に違反し、または若しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
7. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令およびこの定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
8. 以上、各項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員の任期)

第27条 役員(理事および監事)の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員は、第23条に定める定款に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(競争利益相反取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること
 - (4) その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員が法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定される役員が法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件(善意でかつ重大な過失のないとき)に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。
3. 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(職務と権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定ならびに変更または廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(種類および開催)

第34条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度4回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。

- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第5号の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、法令およびこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。
2. 会長は、前条第2号または4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。
 4. 前項の規定にかかわらず、役員の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第40条 役員が、役員の前員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
2. 前項の規定は、第25条第6項(3ヶ月に1度の職務執行状況の報告)の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2. 出席した会長、副会長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。
 - (1) 事業計画および収支予算についての事項
 - (2) 事業報告および収支決算についての事項
 - (3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

第7章 資産および会計**(事業年度)**

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理・運用)

第43条 この法人の資産の管理・運用は、理事会が別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第50条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(認定法)第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(委員会等)

第52条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会および必要に応じて支部(以下、委員会等という)を設置することができる。

2. 委員会等の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3. 委員会等は、法令およびこの定款により、社員総会ならびに理事会に付与された職務権限(業務執行の決定ほか)を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には事務局長および所要の職員を置く。

3. 職員のうち重要な職員(就業規則上の特別管理職)は、理事会の承認を得て任免する。

4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開等

(備付け帳簿および書類)

第54条 この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿および書類を備え、また法令の定めにより保管しなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 役員の名簿

(4) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 第44条の書類(事業計画および予算)

(6) 第45条第1項の書類(事業報告および決算書類)

(7) 監査報告書

(8) 運営組織および事業活動の状況の概要ならびにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(9) 認定、許可、認可等および登記に関する書類

(10) 定款に定める機関のうち、理事会および社員総会の議事に関する書類

(11) その他法令で定める帳簿ならびに書類

2. 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告による。

2. 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補足

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法という)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員およびその任期は、第24条および第27条の規定にかかわらず、次の通り設立総会の定めるところによる。

○平成23年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員

代表理事 : 白鳥則郎(会長)、村上篤道(副会長)

業務執行理事 : 大場みち子、串間和彦、佐藤三久、砂原秀樹、近山 隆、塚本昌彦、宗森 純、村上和彰、吉川正俊

監事 : 東野輝夫

○平成24年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員

代表理事 : 水野忠則(副会長)

業務執行理事 : 井戸上彰、岡田謙一、奥乃 博、落谷 亮、関口智嗣、谷口倫一郎、寺田真敏、西 直樹、茂木 強、横田治夫

監事 : 住田一男

3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

[情報処理学会とはへ戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[セキュリティについて](#)

[プライバシーポリシー](#)

[倫理綱領](#)

[著作権について](#)

[広告のお申し込み](#)

[事務局所在地](#)

[特定商取引法に基づく表記](#)

All Rights Reserved, Copyright (C) Information Processing Society of Japan

支出証拠書

1/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページの運用		
年 月 日	令和 3 年 5 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	金 額	9,276 円

目 的	自身の政策や活動を報告するためのホームページ運用依頼
使 途	年間 管理・維持費
政務活動・ 県政との 関連性	県民に活動を広報するツールとして
<p>《領収書貼付枠》 別添 請求書・振込受付書 参照</p> <p>2021/05～2022/04 で、10,120 円</p> <p>そのうち 2021/05～2022/03 分の支出証拠書を提出する。 10,120 円×11/12 月=9,276 円</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	9,276 円	100%	9,276 円

[引落口座](#)[振込先](#)[振込履歴](#)[支店](#)[金額](#)[おまかせ](#)[完了](#)**振込・振替を正常に受け付けました。**

引落口座

振込・振替先口座

金融機関名 **みずほ銀行**支店名 **加賀**科目 **普通預金**口座番号 **2006830**受取人名 **シカイトシガ**金額 **9,900円**引落合計金額 **10,120円** (税込手数料 220円)振込依頼人名 **アハ**

- 上記振込先を今後も利用される場合は、「振込先の登録」ボタンを押してください。
- 上記振込先に毎月自動でお振込みをされたい場合は、「おまかせ振込先に登録」ボタンを押してください。
- 同じ引落口座から続けてお振込みをされる場合は、「続けて振込を行う」ボタンを押してください。

[振込先の登録](#)[おまかせ振込先に登録](#)[続けて振込を行う](#)[トップページへ](#)

請求書

〒431-1304
 静岡県浜松市北区細江町中川7172-698
 ラトゥール101

売上日 2021年01月31日

No. 00001339

Space BOGGY

良知 駿一 様

〒431-1304
 静岡県浜松市北区細江町中川6640-20
 TEL 053-522-3346 FAX 053-569-6979

TEL 053-523-7400 FAX 053-523-7401



商品コード/商品名	数量	単位	単価	金額	備考	
ホスティング費用	12	月	500	6,000	5/1~4/30	
ドメイン年間維持費	1	年	3,000	3,000	5/1~4/30	
	税抜額	9,000	消費税額	900	合計	9,900

〈お振込先〉
 浜松いわた信用金庫 中川支店 (普) 2006830
 シンカイトシカズ
 備考:

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

2/24

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	人工知能学会会費		
年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	金 額	10,152 円

会の趣旨・目的	人工知能に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術・技術ならびに産業・社会の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学術集会, 学術講演会, 講習会等の開催 2. 学会誌, 論文誌その他の刊行物の発行 3. 研究の奨励及び研究業績の表彰 4. 研究及び調査 5. 国内外の関係学術団体との連絡及び協力 6. その他, この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	近年、様々な分野において人工知能 (AI) が活用されつつある。人口減少社会ではさらなる人工知能の活用が必要であり、県政においても得られた知見を生かしたい。
<<領収書貼付枠>> 別添 利用明細票 参照 2021 年度正会員費 : 10,000 円 払込料金 : 152 円 合計 : 10,152 円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動費にかかるものである。	10,152 円	/	10,152 円
		100%	

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-02-24	23717	A93150005
取扱店 ホソエコトウ		
払込口座 00960-7 274598		
払込金額	*10,000	料金 *152
日 期 印 字 欄	009607	振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)
知 名 金 額 欄	274598	
人工知能学会会員管理 欄	10000	
ご依頼人 欄	以知 駿一	
印 字 欄		
入金額	*10,152	
おつり	*0	
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座の残高確認も 可能です!		

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

Home » 人工知能学会について » 学会概要 » 学会からのお知らせ » 会費納入のお願い

会費納入のお願い

各会員会費は以下のとおりです。

会員種別	年会費(円)	入会金(円)
正会員	10,000	2,000
学生会員	4,000	1,000
賛助会員	80,000/1口	
特殊購読会員	15,000	

会費は学会財政基盤の大半を占めており、納入の遅れにより学会活動に支障をきたす恐れもありますので、ご高配のほどを切にお願いいたします。

- 勤務先、住所などの変更や退会の際には、問合せ先一覧の[入会・退会・変更]のメールアドレス宛にご連絡ください。
- 年会費、研究会登録料などの納入は、入金確認の間違いを避けるため、払い込みの際に用紙の通信欄に必ず内訳と金額をご記入下さい。

また、会社名だけの払い込みは、会員名・会員番号との照合が困難ですので、できればお名前または会員番号を併記して下さい。

Home » 人工知能学会について » 学会概要 » 一般社団法人 人工知能学会 定款

一般社団法人 人工知能学会 定款

一般社団法人 人工知能学会 設立趣意書

1990年6月29日

頭脳の働きに代わる機械が欲しいという人類の夢は、大量の数値データに対して複雑な計算を高速に行うという面では、電子計算機により実現された。現在の情報処理技術はこの意味においては、人間の能力をはるかに越えたものといえるが、一方、思考という本質的な面では、全くといっていいほど無力である。人工知能は大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したものである。

それには人間の思考をモデル化し、これに適した新しい仕組みの計算機ハードウェアとソフトウェアを実現しなければならない。即ち、現在の計算機のように複雑なプログラムを人間が書き、それを逐次計算するのではなくて、人間が問題を自然語で与えるだけで、そのモデル化や解探索を一挙に行うことのできる仕組みを目指している。このため、単に計算機科学、数学、電子工学といった学問分野だけではなく、哲学、論理学、言語学、認知科学、生理学、生物学といった広範な学問分野との深い交流が不可欠である。人工知能は諸学問に共通な発見、創造、計画、設計、開発、評価、認識、理解、解析、分析、決定といった知的活動の基本を担うものであり、最近独自の学問分野として広く重視されるに到っている。

人工知能の応用としては、知識の活用を中心とする知識工学が提唱され、その適用の1つとして専門家の経験的、技術的知識を電子計算機に移植し、活用しようとするエキスパートシステムが計画、設計、診断、監視、制御など、産業、金融界に広く普及しつつある。例えば、計算機システムの機器構成決定、新材料設計、生産プラントの故障診断や制御、金融資産の運用、企業経営診断、医療診断などがある。さらに、自然言語、画像、図形などの認識や理解、また、学習といった分野へとその対象はますます広がりを見せている。例えば、機械翻訳、指紋印鑑照合、設備最適運転条件設定などをあげることができる。

人工知能が本格的に発展した折には、あらゆる機械が知能を持つという、全く新たな社会をもたらすものと思われる。すでに、学会や産業界に属する人工知能研究者の幅は広く、層が厚くなってきたため、その組織化の必要性が強く認識されている。また、この学問が情報処理工学、通信工学、システム制御工学、精密工学などとも関連して、本質的に学際的事業であることにかんがみ、同じ研究分野を分けもつ諸学会、諸団体の合同研究活動を促進するための中心的役割を果たすものとして、人工知能に関する新組織を構成する要望が強く打ち出されている。

当人工知能学会は、1986年7月設立以来、すでに4年の歳月を経過した。発足当初は、人工知能の新しい世界領域の学術であったこともあって、会の運営上多くの課題もあったが、学会誌の定期刊行、研究発表のための大会、各種の研究会ならびに内外の学識者によるセミナーの開催、人工知能に関する国際間の交流等の活動を通じて、国内的にも国際的にも相当高い評価を受けている。学会自体の構成も大きくなって、会員数4,000名を数えるにいたった。当学会の活動が活発化するに及んで、国内において他の団体との関係も密接となり、国際的な連携も多く、30カ国以上の加盟する国際合同人工知能会議の主要メンバーとして活躍しているほか、数々の国際会議の協賛団体として国際的にも知名度が上がっている。

本年11月には、わが国でも当学会の主催する国際会議を開催する運びになった。このような時にあたり、今後の飛躍的な発展を期するために、当学会の在り方を検討してきたが、先ず当学会を法人格をもつ団体、即ち社団法人に改組し、人工知能に関する理論と応用の研究開発により一層の貢献をしようとするものである。

一般社団法人人工知能学会定款

2012年6月14日 制定

2018年6月27日 改訂

◆第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人人工知能学会(英文名を The Japanese Society for Artificial Intelligence (英文略称「JSAI」))と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

◆第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人工知能に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術・技術ならびに産業・社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会、学術講演会、講習会等の開催
2. 学会誌、論文誌その他の刊行物の発行
3. 研究の奨励及び研究業績の表彰
4. 研究及び調査
5. 国内外の関係学術団体との連絡及び協力
6. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

◆第3章 会員及び社員

(法人の構成員)



第5条 この法人に、次の会員を置く。

 人工知能学会

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

2. 学生会員 学生であつて、この法人の目的に賛同して入会した個人

3. 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体

4. 特殊購読会員 この法人の目的に賛同し、この法人の発行する会誌を広く閲覧するために定期購読する図書館等の団体

5. 名誉会員 この法人に特に功労のあつた者で社員総会の議決を持って推薦された者

2 この法人の社員は、正会員から選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とし、選出する際の定数は概ね正会員数を25で除した商とし120人を上限とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

1. 当該候補者が補欠の代議員である旨

2. 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び特定の代議員の氏名

3. 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあつては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

1. 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

2. 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

3. 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）

4. 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

5. 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権講師書面の閲覧等）

6. 法人法第129条第2項の権利（計算書類等の閲覧等）

▲

7. 法人法第229条第2項の権利 (計算法人の貸借対照表等の閲覧等)

1571 人工知能学会
第256条第3項, 第250条第3項及び第256条第3項の権利 (合併契約等の閲覧等)

11. 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 社員総会で名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時及び毎年、社員総会が別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員及び特殊購読会員は、入会金を納めることを要しない。

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費を2年以上滞納したとき。
2. 総社員の同意があったとき。
3. 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

◆第4章 社員総会

(構成)



第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。



(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
4. 貸借対照表及び正味財産計算書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項並びに招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散及び残余財産の処分
5. その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。^

(議決権の代理及び書面議決)

~~第20条~~ ~~社員総会~~ ~~に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。~~

2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、社員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の場合における第18条（定足数）及び第19条（決議）の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、及び出席した理事の中より2名以上の署名人を指定し、前項の議事録に記名押印する。

◆第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 15名以上31名以内
2. 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。

3 前項の会長と副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 会長、副会長及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

~~第22条~~ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結、又は選任後1年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

◆第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

1. 本会の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について決議に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において

は、その事項を理事会に報告することを要しない。

第25条第4項（3カ月に1回以上の職務執行状況の報告）の規定による報告には適用しない（役員^{役員}の理事会に対する報告の省略）。

（議事録）

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

◆第7章 資産及び会計

（事業年度）

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の付属明細書
3. 貸借対照表
4. 正味財産増減計算書
5. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
6. 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事の名簿

◆第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分制限）

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。



(残余財産の処分)

第42条 法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

◆第9章 委員会及び事務局

(委員会)

第43条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 委員会は、法令及びこの定款により、社員総会並びに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

◆第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

◆第11章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

◆附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は山口高平、副会長は島津秀雄と松原仁とする。
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
5. 第5条第2項で定める代議員の定数は2019年4月1日に就任する代議員から適用するものとし、2019年3月31日までを任期とする代議員に関しては選出する際の定数を概ね正会員数を25で除した商とする。

「これは、当法人の定款である。」



東京都新宿区津久戸町4-2 OSビル

JSAI 人工知能学会

The Japanese Society for Artificial Intelligence
名称：一般社団法人人工知能学会

代表理事：会長 浦本 直彦

人工知能学会について 利用上の注意 プライバシーポリシー 特定商取引法に基づく表記 問い合わせ一覧

検索



・ All Rights Reserved. Copyright 2017 The Japanese Society for Artificial Intelligence ・



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	日経エレクトロニクス定期購読 3/12		
年月日	令和3年 4月～令和4年 2月	金額	14,768円

目的	ICT等のエレクトロニクス分野における最先端の技術情報を調査する。		
使途	1年間購入費		
政務活動・ 県政との 関連性	本県においても欠かすことができない ICT を中心とした最新の技術情報を調査し、関係部局の施策等へ提言していく。		
<<領収書貼付枠>> 別添 購読証明 注文明細 参照 2021年3月号から1年(12冊) 16,110円 3月号分として、1,342円請求済 3年 3月 整理番号 3-20 参照 4月号～2月号分 16,110円-1,342円=14,768円			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	14,768円	/	14,768円
		100%	

(参考)

様式第1-1号

整理番号	3-20
------	------

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	日経エレクトロニクス定期購読		
年月日	令和3年3月10日～令和年月日	金額	1,342円

目的	ICT等のエレクトロニクス分野における最先端の技術情報を調査する。
使途	1年間購入費
政務活動・ 県政との 関連性	本県においても欠かすことができないICTを中心とした最新の技術情報を調査し、関係部局の施策等へ提言していく。

《領収書貼付枠》

別添 購読証明 注文明細 参照

2021年3月号から1年(12冊) 16,110円

3月号分

16,110円×1÷12=1,342円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,342円	100%	1,342円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



[トップページ](#) > [マイページ](#) > [注文履歴](#) > [注文明細](#)

注文明細 (2021/03/10 12:32:01)

※マイページ契約紐付け手続き後に表示される注文明細は金額が0円と表示される場合があります、送付先・お支払い方法は空欄となります。現在の契約内容は「契約内容を確認する」ボタンからご確認ください。

注文番号 21031190177

合計金額 (税込み) **16,110円**
(うち送料0円)

お届け先 良知駿一 (ラチ シュンイチ) 様
〒431-1304 静岡県 浜松市北区 細江町中川7 1 7 2 - 6 9 8
ラトゥール101 勤務先名: 良知駿一事務所

お支払い方法 クレジットカード

商品内容



日経エレクトロニクス

単価: 16,110円

数量: 1年(12冊)

購読コース: らくらく購読コース

いつもありがとうございます。以下の通りご利用いただきました。

表示日 2021年03月12日

購読証明	
良知 駿 - 様	
契約日： 2021年3月10日 / 2021年3月号から1年 (12冊)	
日経エレクトロニクス 読者・会員番号： [REDACTED] 契約番号： [REDACTED]	16,110円

上記金額はクレジットカードでのご利用となります。
表示額は国内（税込）料金となります。

株式会社 日経BP
東京都港区虎ノ門4-3-12

支出証拠書

3/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 4 月 30 日	金 額	30,225 円

目 的	政務活動を行うための事務所の賃借
使 途	賃借料 (2021 年 4 月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 参照 (引き落とし日 3/29)	

案分の理由 後援会活動と按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	60,450 円	1/2 %	30,225 円

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

(全40件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要 残高

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ

2021/4/1

入出金明細照会

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
004	2021年03月29日分	60,450円	[Redacted]	出金	SMBC(ｲﾝﾀﾞ)	[振込]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

04月01日 17時00分時点

前ページ 1 次ページ

戻る

支出証拠書

4/1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページの運用		
年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 4 月 30 日	金 額	862 円

目 的	自身の政策や活動を報告するためのホームページ運用依頼
使 途	年間 管理・維持費
政務活動・ 県政との 関連性	県民に活動を広報するツールとして
<<領収書貼付枠>> 提出済 振込受付書 参照 別添 請求書 参照 別添の請求書では 2020/05～2021/04 の期間分で、10,340 円の請求が示されているが、2020 年 1 月に 2020/05～2021/03 の期間分として 9,478 円の支出証拠書を提出した。 今回は未請求分の 2021/04 分の 862 円の支出証拠書を提出する。 10,340 円 - 9,478 円 = 862 円	
2 年 4 月 整理番号 4-5 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである		/	
	862 円	100%	862 円

整理番号	4-5
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページの作成・運用		
2019年 月 日	令和2年5月1日~令和3年3月31日	金額	9,478円

目的	自身の政策や活動を報告するためのホームページ作成・運用依頼
使途	年間 管理・維持費 (運用費は2020/05~2021/03分)
政務活動・ 県政との 関連性	県民に活動を広報するツールとして
<<領収書貼付枠>> 別添領収書 参照	契約期間(2020/05~2021/04)のうち 2020/05~2021/03までを 請求する。 $10,340円 \times 11/12 = 9,478円$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	9,478 円	100%	9,478 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号		
02	02	09	052		
銀行番号	店番号	科目	口座番号		

お取扱店	お取引内容	お取引金額			
0352	お引出し	¥9,900			
お取扱枚数	*****				
	おつり	残高			

手数料	時刻	お取扱い		できない場合	
割引	¥440	1684	0036		
お振込先	ママツイワタシンキン カカワ 普通 2006830 シンカイ トシカス 様 うち シュンイチ 様 TEL053-523-2282				

06.520.38

(裏面もご覧ください)

請求書

〒431-1304
静岡県浜松市北区細江町中川7172-698
ラトゥール101

売上日 2020年01月31日

No. 00001143

Space BOGGY

良知 駿一 様

〒431-1304
静岡県浜松市北区細江町中川6640-20

TEL 053-522-3346 FAX 053-543-4067

TEL 053-523-7400 FAX 053-523-7401



商品コード・商品名	数量	単位	単価	金額	備考	
ホスティング費用	12	月	500	6,000	2020 5/1~4/30	
ドメイン年間維持費	1	年	3,000	3,000	2020 5/1~4/30	
	税抜額	9,000	消費税額	900	合計	9,900

<お振込先>
 浜松いわた信用金庫 中川支店 (普) 2006830
 シンカイトシカズ
 備考:

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年4月5日	金額	3,260円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・ 会派内調整打合せ ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費 ・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》
利用証明書 参照

浜松浜北—静岡 SA スマート 1,550円
静岡 SA スマート—浜松 SA スマート 1,710円
1,550円+1,710円=3,260円

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 浜松浜北 料金所(至) 静岡 SA スマート</p> <p>21年 4月 5日 13時 8分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,550- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A61104-056001-987030 確</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 静岡 SA スマート 料金所(至) 浜松 SA スマート</p> <p>21年 4月 5日 18時 52分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A61104-056001-988830 確</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> <p style="text-align: right;">046</p>
--	---

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,260円	100%	3,260円

支 出 証 拠 書

4/5

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	事務機器リース代 (2021年4月分)		
年 月 日	令和 3年 4月 1日～令和 3年 4月 30日	金 額	11,664 円

・ 目 的	事務所の事務機器 (複合機・PC周り) リース代
使 途	リース代
政務活動・ 県政との 関連性	—
<領収書貼付枠> 別添 通帳コピー 参照 リース代: 23,328 円 (引き落とし日 4/5)	

案分の理由 後援会活動と按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	23,328 円	1/2 %	11,664 円

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

(全11件) 並び替え: 振込 | 日付 振込 元玉

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	元
001	2021年04月04日分	36,740円			出金	ATM入金440	[振込]
001	2021年04月05日分	23,328円			出金	ATM入金	[振込]

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

04月13日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

戻る

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	浜松市情報政策課にて調査		
年月日	令和3年4月12日	金額	800円

目的	事業ヒアリング
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	浜松市情報政策課が所管するデジタル関連事業のヒアリングを行い、浜松市と本県との連携や比較によって、本県のデジタル関連施策に反映させていく。

《領収書貼付枠》

アイペック
浜松中央第2駐車場

《領収書》

[NO. 118540]
21年04月12日10:41 -- 04月12日13:10
駐車料金 800円

△計 800円

お預り 1,000円
お釣 200円
NO.118540

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	800円	100%	800円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年4月13日	金額	3,420円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・ <input checked="" type="checkbox"/> 地元要望活動・ <input checked="" type="checkbox"/> 会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	<input checked="" type="checkbox"/> 交通費・ <input type="checkbox"/> 宿泊費・ <input type="checkbox"/> 駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》
利用証明書 参照

浜松 SA スマート—静岡 SA スマート
静岡 SA スマート—浜松 SA スマート

1,710円+1,710円=3,420円

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 浜松 SA スマート 料金所(至) 静岡 SA スマート</p> <p>21年 4月13日 9時43分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A62104-130866-907132 確</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 静岡 SA スマート 料金所(至) 浜松 SA スマート</p> <p>21年 4月13日 18時 3分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A62104-130866-908734 確</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
---	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,420円	/	3,420円
		100%	

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

4/15

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	電子情報通信学会会費		
年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	金 額	13,000 円

会の趣旨・目的	電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	イ. 機関誌の発行 ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催 ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究 ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定 ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰 ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業 ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行 チ. その他目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	技術を伴った施策を提言するには常に最新の情報を知っておく必要がある。情報システムの幅広い知見を仕入れるに当たり、当学会への入会は有効であると考え。

<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照 2021 年度基本年会費：13,000 円 ※ 添付書類：定款及び規則	
---	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	13,000 円	100%	13,000 円

領 収 書

No. 2021-1909281

日付 2021/04/15

静岡県議会
良知 駿一 様

(正員: [REDACTED])

一般社団法人 電子情報通信学会
事務局長 [REDACTED]

105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館

TEL: 03-3433-6691 FAX: 03-3433-6659

下記の通り、領収致しました。

合 計 13,000円

品 名	課税区分	数量	単 価	消 費 税	金 額	備 考
基本年会費 (2021年度) (良知 駿一 様分)	不課税	1	13,000	0	13,000	

合 計 13,000

備考:

1. 金額抹消訂正は無効
2. 社印あるいは代表者印なきものは無効

一般社団法人 電子情報通信学会定款

(平成 23 年 5 月 28 日第 85 回通常総会議決)

(平成 24 年 10 月 18 日臨時社員総会変更)

(平成 28 年 6 月 2 日定時社員総会変更)

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人電子情報通信学会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- イ. 機関誌の発行
 - ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催
 - ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究
 - ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定
 - ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰
 - ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業
 - ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行
 - チ. その他目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- イ. 名誉員 電子工学および情報通信に関する学問、技術または関連事業に関し特別の功績があり理事会の決議を経て推薦された者
- ロ. 正 員 電子工学および情報通信に関する専門の学識を有し、またはその技術に相当の経験を有する個人で、本会の目的に賛同する者
- ハ. 学生員 電子工学および情報通信に関係ある課程を置く学校で、この課程を履修する在學生で、本会の目的に賛同する者。ただし、大学院の在學生は正員もしくは学生員となることができる。
- ニ. 特殊員 本会の目的に賛同し、個人以外の名義で入会する者
- ホ. 維持員 本会の行う事業を援助するため入会する個人または団体で、理事会の決議を経て推薦された者

(代議員制)

2. 本会の社員は、概ね正員および正員であった名誉員（以下、「正員等」という。）総数の 300 分の 1 の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。（端数の取扱いについては、理事会で定める。）
3. 代議員を選出するため、正員等による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代議員は、正員等の中から選ばれることを要する。正員等は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
5. 第 3 項の代議員選挙において、正員等は他の正員等と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が代議員を選出することはできない。
6. 第 3 項の代議員選挙は、毎年 3 月までに実施することとし、代議員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任および解任（法人法第 63 条および第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
7. 代議員に欠員が生じた場合には、速やかに、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
8. 正員等は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
 - イ. 法人法第 14 条第 2 項（定款の閲覧等）の権利
 - ロ. 法人法第 32 条第 2 項（社員名簿の閲覧等）の権利
 - ハ. 法人法第 57 条第 4 項（社員総会の議事録の閲覧等）の権利
 - ニ. 法人法第 50 条第 6 項（社員の代理権証明書等の閲覧等）の権利
 - ホ. 法人法第 51 条第 4 項および 52 条第 5 項（議決権行使書面の閲覧等）の権利
 - ヘ. 法人法第 129 条第 3 項（計算書類等の閲覧等）の権利
 - ト. 法人法第 229 条第 2 項（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）の権利
 - チ. 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項（合併契約等の閲覧等）の権利
9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた責任を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正員等の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員にならうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 理事会において名誉員に推薦されたものは、前項の申し込みを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

第7条 会員は、所定の機関誌の配布を受けることができる。

(経費の負担)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、規則で定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- イ. この定款その他規則に違反したとき
 - ロ. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - ハ. その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 前項により除名が決議されたときは、当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- イ. 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
 - ロ. 全ての会員が同意したとき
 - ハ. 当該会員が死亡し、または会員である団体が解散したとき
- ニ. 成年被後見人または被保佐人になったとき
2. 代議員たる会員が、前項および第9条、第10条の各項により、会員たる資格を喪失したときは、代議員たる地位を喪失する。

第12条 会員は、退会または除名された場合、あるいは前条により会員資格を喪失した場合、既納の金銭物件の返還を要求することはできない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- イ. 会員の除名
 - ロ. 理事および監事の選任又は解任
 - ハ. 理事および監事の報酬等の額またはその規程
- ニ. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ホ. 定款の変更
- ヘ. 解散および残余財産の処分
- ト. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総代議員の議決数の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- イ. 会員の除名
- ロ. 監事の解任
- ハ. 定款の変更
- ニ. 解散
- ホ. その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使・書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代議員は社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代議員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
3. 第1項および第2項の場合における第19条（決議）の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長および議長が指名する出席者2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- イ. 理事 20名以上 30名以内
- ロ. 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を会長、1名を次期会長、4名以内を副会長とする。
3. 前項の会長および次期会長をもって法人法上の代表理事とする。
4. 会長および次期会長以外の理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、次期会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）および本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長および次期会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
3. 会長、次期会長および業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(競業利益相反取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引についての重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- イ. 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - ロ. 自己または第三者のためにする本会との取引
 - ハ. 本会が理事の債務を保証すること
 - ニ. その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない

(役員の本会に対する損害賠償責任の一部免除)

第30条 第5条第9項の規定にかかわらず、本会は、役員がその任務を怠ったことによる損害の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合においては、理事会の決議により、賠償責任額から法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を上限として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務と権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- イ. 本会の業務執行の決定
- ロ. 理事の職務の執行の監督
- ハ. 会長、次期会長および他の業務執行理事の選定および解職
- ニ. 規則の制定、変更および廃止
- ホ. 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集し、議長は会長とする。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、次期会長が理事会を招集し、議長を務める。
3. 会長あるいは前項次期会長（招集権者）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
4. 前項による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長、次期会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第37条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第38条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- イ. 事業報告
 - ロ. 事業報告の附属明細書
 - ハ. 貸借対照表
 - ニ. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - ホ. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、イ号、ハ号、ニ号の各書類については、定時社員総会に提出し、イ号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - イ. 監査報告

(剰余金の処分制限)

第39条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

第43条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会、必要な地域に支部、必要な活動分野毎にソサイエティ（以下、委員会等という）を置くことができる。

2. 委員会等の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3. 委員会等の任務、構成、運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
3. 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第23条および第26条の規定にかかわらず、次の通りとする。

会 長：安田 浩

業務執行理事：吉田 進、中嶋信生、北山研一、喜連川優、間瀬窓一、江村克己、西原明法、太田直久、小林岳彦、今井 浩、齋藤 洋、澤田 寛、本島邦明、荒川 薫、佐々木繁、酒井善則、持田侑宏、三木哲也、貫家仁志、山本博資、萩本和男、田中良明、小山二三夫、荒木純道、石田 亨、萩田紀博

監 事：村上篤道、木戸出正継

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第5条第2項から第7項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。

附 則

1. 本定款の変更は、臨時社員総会（平成24年10月18日）の終結後、施行する。

附 則

1. 平成28年6月2日定時社員総会における本定款の変更は、同定時社員総会の終結後、施行する。

一般社団法人 電子情報通信学会規則

(平成23年5月28日第85回通常総会議決)

(平成24年2月20日理事会一部改正)

(平成24年4月16日理事会一部改正)

(平成24年7月23日理事会一部改正)

(平成27年2月16日理事会一部改正)

(平成28年5月17日改正)

(2018年5月21日改正)

第1章 会員、称号及び入会

- 第1条 会員の種別、呼称及び資格は定款第5条による。他は本規則による。
- 第2条 大学卒業以上、またはそれに準ずる学識または技術の経験を有すると認められる会員は正員とする。
2. 学生員であった者が、当該学校を卒業または修了したとき、これを正員とする。
 3. 正員として入会する者は、名誉員又は正員1名の推薦を要する。ただし、推薦者が身近にいない場合には、担当理事等が、提出された本会入会希望理由、研究分野及び略歴などの情報を参考に審査を行い、適切と判断した場合には入会申請を受け付ける。
 4. 学問・技術または関連する事業に関して継続的な貢献が認められ、本会への貢献が大きい正員に対し、事会の承認を得て会長がシニア会員の称号の証を贈呈する。シニア会員の推薦基準及び手続きは別途これを定める。
 5. 学問・技術または関連する事業に関して顕著な貢献が認められ、本会への貢献が大きいシニア会員に対し、理事会の承認を得て会長がフェローの称号の証を贈呈する。フェローの推薦基準及び手続きは別途これを定める。
 6. 名誉員は別に定める基準により、理事会の決議を経て会長が推薦し、次期の社員総会または適当な機会において推薦状を贈呈する。
- 第3条 文部科学省あるいは都道府県など所轄庁認可の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、及びこれらに準ずる学校に在学する会員は学生員とする。
2. 前項に掲げる各学校及び大学院に在籍する正員は、本人の申し出により学生員となることができる。ただし、いわゆる勤労学生以外で、企業、団体、学校、その他組織・機関等に所属し給与等の報酬を得ている者（社会人学生）は、学生員にはなれないものとする。
 3. 学生員として入会する者は、学生の身分を証明する書面の写しと、名誉員あるいは正員1名の推薦を要する。ただし、名誉員あるいは正員の推薦が困難なときは、所属する学校の教員1名の推薦によることができる。
 4. 第2条第2項によらず、学生員が当該学校を卒業又は修了後も、引き続き第1項に掲げる各学校あるいは大学院に在籍する場合は、学生の身分が継続することを証明する書面を添えて申し出ることにより、学生員を継続することができる。
- 第4条 (削除)

第2章 入会金及び会費等

- 第5条 入会する者は、当該会員資格の初年度年会費等、及び入会金（基本年会費の20%に相当する額）を納め

なければならない。入会は毎月1日付とする。ただし、次の場合は入会金を免除できる。

- イ. 学生員として入会する者
 - ロ. 理事会が認めた他学会の会員である者
 - ハ. 特別な事情があると理事会が認めた者
2. 購読会員、維持員の入会金はこれを要しない。
 3. 年会費等には、基本年会費、第7条に規定するソサイエティ追加登録費及びグループ追加登録費、並びに別途規定する本会刊行物オンライン版の購読オプション料等が含まれる。これらは、入会時期、追加登録時期、あるいは購読オプション開始時期等によらず、一律とする。
 4. 年会費等に対する各種割引制度は、個別に理事会で認めた場合を除いて、基本年会費のみに適用するものとし、会員にとって最も有利な割引1つだけを適用する。
- 第6条 年会費等と配布機関誌は次のとおりとする。

イ. 正員

正員としての基本年会費は13,000円とする。正員には会誌（冊子体及びオンライン版）が配布され、また希望する一つのソサイエティに登録され、その論文誌（オンライン版）が配布される。ただし、学生員が卒業等で学生員から正員に移行する場合に、基本年会費を卒業等の後2年間に限り半額に割り引く（博士課程修了の者は除く）。

なお、外国籍を有しかつ海外に在住する正員が、会誌（冊子体）の配布を希望しない場合の基本年会費は7,000円とすることができる。また、外国籍を有しかつ海外に在住する正員の基本年会費について、シスターソサイエティ協定等に基づく割引をすることができる。

ロ. 学生員

学生員としての基本年会費は4,500円とする。学生員には会誌（オンライン版）が配布され、希望する場合は会誌（冊子体）も配布される。また希望する一つのソサイエティに登録され、その論文誌（オンライン版）が配布される。

なお、外国籍を有しかつ海外に在住する学生員が、会誌（冊子体）の配布を希望しない場合の基本年会費は2,000円とすることができる。また、外国籍を有しかつ海外に在住する学生員の基本年会費について、シスターソサイエティ協定等に基づく割引をすることができる。

ハ. 購読会員

基本年会費を20,000円とし、希望する者に会誌（冊子体）が配布される。また、会誌、論文誌、その他本会刊行物のオンライン版の少なくとも1つ以上を、別途定めるオプション料金で購読するものとする。

二. 維持員

1口45,000円とし、所定の機関誌が配布される。

ホ. 外国籍を有する正員、学生員に対してその居住する国または地域によって、基本年会費を50%減額する支援を与えることができる。対象国、地域等の設定については別途定める。

ヘ. 名誉員、正員、及び学生員は、会誌及び論文誌以外で、本会が提供する本会刊行物のオンライン版を、別途定めるオプション料金で購読できるものとする。

第7条 名誉員、正員、及び学生員は、いずれかのソサイエティに属さなければならない。また、希望により他のソサイエティに追加登録することができる。

イ. 正員

ソサイエティあたりの追加登録費（年会費）は3,500円とする。

ロ. 学生員

ソサイエティあたりの追加登録費（年会費）は2,000円とする。

2. グループに参加するものは、グループの定める追加登録費（年会費）を納めるものとする。

3. 年度途中では、ソサイエティの追加登録あるいはグループへの登録のみが可能であり、これらの登録削除やソサイエティの登録入替は出来ないものとする。

第8条 名誉員及び退任した会長は、会費を要しない。

2. 当該年度において年齢が満70歳以上の者で、継続しての在籍年数と年齢の和が110に達し、本人が11月末日までに申請した場合は、理事会の承認を得て翌年度からの基本年会費を免除する。なお、該当する会員を終身会員と称し、その証として正員（終身）等と記した会員証を贈呈する。ただし、申請時に当年度基本年会費の未納があってはならない。なお、会誌（冊子体）は、希望する終身会員に対して有償（年額3,000円）で配布することとする。

3. 当該年度において年齢が満65歳以上で、かつ継続しての在籍年数が20年以上の者が年金以外に収入がなく、本人が11月末日までに申請した場合は、理事会の承認を得て翌年度から3,000円の基本年会費の減額を認めることができるものとする。ただし、申請時に当年度基本年会費の未納があってはならない。

4. 災害罹災を含め、その他特別の事情がある場合は、理事会の承認に基づき年会費等の減額あるいは免除をすることができる。

第9条 維持員を除く会員が納める年会費等は年額の前納を原則とし、複数年分を一括納入することもできる。

2. 同一組織等に所属する5人以上の名誉員、正員及び学生員が、あらかじめ責任者を定め、その責任者によって年会費等の納入、機関紙の配本等の事務手続きを一括して行う場合は、グループ扱いとすることができる。グループ扱いに関する細則については、別途定める。

3. 年会費等に過払いがあった場合、原則として翌年度以降の年会費等に充当し、返金は行わない。ただし、定款第9条に基づく任意退会時には、手数料3,000円を控除して残額がある場合、その残額を返金する。

第10条 年会費等の滞納が3か月以上に及ぶときは、当該年会費等が完納されるまで、機関誌の配布停止を含め対応する会員の各種権利を停止する。

2. 停止した機関誌は、年会費等を完納した場合でも、配

布を受けられないことがある。

第11条 基本年会費の滞納が1年以上に及ぶときは、会員資格を喪失する。

第12条 会員資格を喪失した者で、再入会を希望する者は理事会の決議を経て、再入会を認めることがある。

2. 前項において、定款第9条に基づいて任意退会した者は、随時再入会を認めることができる。その場合において、会員でなかった期間の基本年会費相当額を全額支払ったときは復会として扱うものとし、復会した者は会員でなかった期間も継続して会員であったものとみなす。

3. 第1項において、定款第11条第1項イ号により会員資格を喪失した者は、過去の会費支払い義務不履行に対して別途定める追徴金を支払うことにより、再入会を認めることがある。その場合において、会員でなかった期間の基本年会費相当額を全額支払ったときは復会として扱うものとし、復会した者は会員でなかった期間も継続して会員であったものとみなす。

第13条 年会費等は、年額1回納入とし、分割納入は出来ないものとする。なお、複数年分を一括納入することもできる。

第3章 役員、代議員

第14条（削除）

第15条 次期会長は、次年度に会長となる候補者となり、会長を補佐する。任期は、原則として、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、理事としての任期は定款第26条による。

第16条 次期ソサイエティ会長は、次年度にソサイエティ会長となる候補者となり、ソサイエティ会長を補佐する。本条でのソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長の役職に関する事項は、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの当該役職に関するものであり、役職毎の任期は、原則として、それぞれ選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、理事としての任期は定款第26条による。

第17条 副会長として、学術強化並びにそれらを活用した増収施策などに関連する事項の担当（学術強化担当と言う）と、学会運営・組織強化並びに学会財務などに関する事項の担当（学会運営・組織強化担当と言う）を置き、各2名ずつで分担する。

第18条 会長、次期会長及び副会長を除く理事の職務分担は、次のとおりとする。本条のソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長に関する規定は、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの当該役職に適用される。

総務 庶務、及び他理事の所掌に属さない事項

会計 会計に関する事項

編集 編集に関する事項

企画 企画に関する事項

調査 調査に関する事項

ソサイエティ会長 ソサイエティに関する事項

次期ソサイエティ会長 ソサイエティに関する事項

編集長 編集に関する事項

企画戦略室長 政策・運営に関する事項

規格調査会委員長 規格調査に関する事項

第19条 定款第5条第2項から7項に定める代議員を選出するための選挙細則は、理事会の決議を経て、別途定める。

2. 代議員は会員を代表して社員総会の構成要員となり、審議に参画し、議決権を行使する。

第4章 編集長、企画戦略室長、規格調査会委員長及び事務局

- 第20条 編集長は定款第4条イ号及びト号に係る事業を企画、実行するため必要な委員会を組織し主宰する。
2. 編集長は、編集理事と協議して編集に係る諸規程の起案または改訂案を作成し、これを理事会に発議する。
3. 会長は、理事会の決議を経て、編集を分担する理事を補佐するため、編集特別幹事を置くことができる。
- 第21条 企画戦略室長は本会の政策・運営に関する事項を検討し、これを理事会に発議する。
- 第22条 規格調査会委員長は、定款第4条ハ号及びニ号を実行するために、必要な事業計画を立案し、実行するための規格調査会を組織し主宰する。
2. 規格調査会委員長は、調査理事と協議し、規格調査に係る諸規程の起案または改訂案を作成し、これを理事会に発議する。
- 第23条 会長は、理事会の決議を経て、事務局長を任免する。事務局長は会長の命を受け、事務局の組織、人事を管掌する。
- 第24条 事務局長及び職員は有給とする。
- 第25条 本会の活動に係る重要事項に関し、業者等との役務の提供を受ける契約を行うときは、事務局長がその企画・立案を行い、担当理事の了承のもとに理事会においてその承認を受ける。

第5章 役員候補者の選挙

- 第26条 役員候補者の選挙は、別に定める手順により提出期日までに投票することを要する。
- 第27条 役員候補者の選挙の投票の開票及びその計算は、会長の責任において行い、各得票数を決定する。
- 第28条 当選者は、得票数により会長が決定する。
2. 得票が同数である場合は、年長順によって当選者を決定する。
- 第29条 会長は、当選した役員候補者に対し、その旨を通知して、社員総会以前に役員候補者としての承諾を求める。

第6章 委員会

- 第30条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な委員会をおくことができる。
- 第31条 前条による委員会に委員長を置く。
2. 委員長は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 第32条 委員長は、理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。
- 第33条 委員会に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

第7章 事業計画及び収支予算、事業報告及び決算

- 第34条 次年度の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに理事会の承認を得ることを要する。
- 第35条 当該年度の事業報告及び決算については、毎年定時社員総会前の理事会に提出することを要する。

第8章 大会及び講演会、講習会等

- 第36条 本会は、単独または他の学会と連合して毎年1回以上大会を開く。ただし、理事会の決議により休会することができる。
- 第37条 各ソサイエティならびにグループは、単独もしくは他のソサイエティならびにグループまたは他の学会と連合して毎年1回以上ソサイエティ大会またはグループ大会、あるいは各ソサイエティまたはグループで定めるこれに代わる大会を開く。ただし、当該ソサイエティならびにグループの最高決議機関の決議により休会することができる。
- 第38条 本会または本会の各ソサイエティ、グループ、その他の委員会は、単独または他の関係団体と連合して、講演会、討論会、講習会、研究発表会等を開催できる。その開催にあたっては、予算等について理事会または各ソサイエティならびにグループの最高決議機関の承認を必要とする。
2. 前項の会合は、機関誌その他の方法により、会員に通知する。

第9章 機関誌、図書

- 第39条 会誌、論文誌（オンライン版）ならびに定期的に発行する印刷物及び印刷以外の媒体による発行物を機関誌という。
- 第40条 毎月1回会誌を発行して、会員に配布し、また一般に販売する。
- 第41条 各ソサイエティは論文誌（オンライン版）を発行して、当該ソサイエティの会員に配布し、また一般に販売する。
- 第42条 必要に応じ、電子工学及び情報通信に関する学理または応用に関する専門図書（印刷物及び印刷以外の媒体による発行物）を編集し、刊行する。
- 第43条 次のものに機関誌及び本会刊行の図書等を寄贈する。
- イ. 国立国会図書館
- ロ. その他理事会の決議によって定めたもの
- 第44条 理事会の決議により、国内外の次のものと機関誌等の交換を行うことができる。
- イ. 電子工学及び情報通信に関する学科を有する大学
- ロ. 電子工学及び情報通信に関する研究所
- ハ. 関係学協会
- ニ. その他特に必要ある文献の刊行者

第10章 謝礼、謝金及び経費

- 第45条 本会に金銭または物件を寄付したのものには謝状を贈呈する。
- 第46条 本会の主催する講演会の講演者、機関誌への寄稿者、刊行図書の執筆者等に対しては、別に定める基準により謝礼を贈呈することができる。
2. 本会の会議及び集会に出席した者に対し、別に定める基準により、交通費等の必要経費の一部を支給することができる。
3. 本会が主催し、または共催する研究会、国際会議、委員会等に出席した者に対し、謝金または交通費等の必要経費の一部を別に定める基準に従い、各委員会、組織、会合等の開催責任者たる長の判断で支給すること

ができる。

4. その他理事会において必要と認めた場合に贈礼を贈呈することができる。

第11章 表彰、奨励

- 第47条 電子工学及び情報通信に関する学術、または関連事業上特別の功労があった者、または重要な発明をなした者は、理事会の決議により表彰する。
- 第48条 電子工学及び情報通信に関する特に優れた学術論文の著者は、理事会の決議により表彰する。
- 第49条 電子工学及び情報通信に関する学問及び技術の有益な研究をなす者には、理事会の決議により奨励賞等を贈呈する。

第12章 会計

- 第50条 毎月の収支状況及び資金現在高は、会計理事がこれを掌握し、四半期ごとにまとめて理事会に報告する。
- 第51条 各ソサイエティ及びグループの財務状況は、各ソサイエティの会長及びグループの長がこれを掌握し、四半期ごとに当該会計責任者が会計理事に報告する。会計理事はこれを理事会に報告する。
2. 理事を選出する資格を持たないソサイエティについては、前項の規定は、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの会長の責任とする。
- 第52条 会計事務を引継ぐときは、会長が引継調書を作成の上、監事の承認を受け、これを次期会長に引継ぐものとする。ソサイエティ及びグループにおいても同様とする。
- 第53条 本会の会計処理は、法令、定款、本規則及び公益法人会計基準等に基づき、別に定める会計処理規程による。

第13章 支部

- 第54条 各支部に、次の支部運営委員を置く。
- イ. 支部長 1名
- ロ. 支部庶務幹事 2名
- ハ. 支部会計幹事 2名
- ニ. 支部委員 若干名
- なお、上記に加えて次期支部長1名を置くことができる。
- 次期支部長は次年度に支部長となる候補者となり、役職毎の任期は、原則として、それぞれ1年とし、委員としての任期は通算2年とする。
2. 支部委員数は、理事会の決議によって会長が定める。
- 第55条 支部長は、支部運営委員会を招集してその議長となる。
2. 支部長は、支部の事務を統括する。
3. 支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ指名した支部幹事、または支部委員がその職務を代行する。
- 第56条 幹事は、支部長の命を受け、支部の事務の執行を補助する。
- 第57条 支部に関する規程は、支部において定め、理事会の承認を得るものとする。
- 第58条 支部運営委員候補者の選出方法、任期等は、支部において定める。
2. 支部運営委員候補者は3月末日までに選出し、理事会

において承認を得るものとする。

- 第59条 支部は理事会承認を経た収支予算書に基づき、支部事業計画を遂行するものとし、決算時に清算することにより、繰越金を保有しない。
- 第60条 支部長は、毎年2月中に次年度の事業計画案及び収支予算案を、また毎年4月末日までに前年度の事業報告及び決算書類を、会長に提出するものとする。

第14章 ソサイエティ等

- 第61条 ソサイエティに関する規程は、ソサイエティにおいて定め、理事会の承認を得るものとする。
- 第62条 ソサイエティ会長は、ソサイエティの会務を総理し、ソサイエティを代表する。
2. ソサイエティ会長に事故があるときは、次期ソサイエティ会長がその職務を代行する。
- 第63条 ソサイエティ委員候補者の選出方法、任期等は、ソサイエティにおいて定める。
2. ソサイエティ委員候補者は3月末日までに選出し、理事会において承認を得るものとする。
- 第64条 ソサイエティは理事会承認を経た収支予算書に基づき、ソサイエティ事業計画を遂行するものとする。
- 第65条 ソサイエティ会長は、毎年2月中に次年度の事業計画案及び収支予算案を、また毎年4月末日までに前年度の事業報告及び決算書類を、会長に提出するものとする。
2. 理事を選出する資格を持たないソサイエティの次年度の事業計画案及び収支予算案に関しては、前項の規定は、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの会長の責任とする。
- 第66条 ソサイエティに準ずる研究集団として、理事会の決議を経てグループを置くことができる。
- 第67条 グループに関する規程は、グループにおいて定め、理事会の承認を得るものとする。

第15章 補則

- 第68条 本規則の改廃は、理事会が行う。
- 第69条 各種の規程は、理事会の決議を経ることを要する。

付 則

1. この規則は、一般社団法人電子情報通信学会設立の登記の日から施行する。

付 則

1. この規則の改正は、平成24年度会費から適用する。

付 則

1. この規則の改正は、平成24年7月23日から適用する。
2. 但し、第2条第5項（フェロー称号贈呈）について、平成27年までは、正員を対象とすることができる。

付 則

1. 平成27年2月16日の改正は、改正日から施行し、平成26年10月1日に遡及して適用する。

付 則

1. 平成28年5月17日の改正は、改正日から施行する。
2. 平成28年度の体制においては、新任副会長2名（在京／地方選出）は、在京選出副会長は学術強化を、地方選出副会長は学会運営・組織強化を担務する。

3. 下記の変更については、平成 28 年 6 月 2 日開催予定の定時社員総会における准員廃止の定款変更の承認を停止条件とする。

・第 4 条：削除

・第 6 条：ハ号の削除、ヘ号の「准員」削除、二号・ホ号・へ号の号記号変更

・第 7 条：ハ号の削除、二号の「准員」削除と号記号変更

付 則

1. 2018 年 5 月 21 日の改正は改正日から施行するものとし、下記第 2 項に示すものを除き施行日から適用する。

2. 本改正により、会員種別、会員サービス及び年会費等に関する条件変更があるもののうち、2018 年度中は移行期間となるものについては、2018 年度は本改正前の各条件で継続運用するものとし、適用は 2019 年 4 月 1 日からとする。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告書を郵送		
年月日	令和 3年 4月 15日	金額	390円

目的	県政報告書を発送
使途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。

《領収書貼付枠》

細江湖東

簡易郵便局

(053)523-1478

毎度ありがとうございます

3年 4月 15日

切手 ¥390

合計 ¥390

お預り ¥500

お釣 ¥110

11:27AM

1

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	390円	/	390円
		100%	

支出証拠書

4/19

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	リニアPT視察		
年月日	令和3年4月19日	金額	20,000円

目的	リニア工事箇所現地視察
使途	交通費(リニアPT視察バス代)
政務活動・ 県政との 関連性	本県が抱えている「リニア中央新幹線 南アルプストンネル工事問題」の残土処分に対する課題に実際に直面している岐阜県御嵩町を視察、情報交換を行った。
《領収書貼付枠》	

領収書 良知駿一様

¥ 20,000 (税込)

但し リニアPT視察バス代として
令和3年4月28日 上記正に領収いたしました。

静岡県議会 ふじのくに県民クラブ
会長 阿部卓也

※ バス会社への支払いについて ふじのくに県民クラブ 会派支出証拠書
3年4月 整理番号 4-4 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	20,000円	100%	20,000円

県 外 調 査 概 要 書

令和 3 年 5 月 3 日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ
良知 駿一

<p>目 的</p>	<p>岐阜県リニア工事箇所現地視察</p>
<p>年 月 日</p>	<p>令和 3 年 4 月 19 日</p>
<p>場 所</p>	<p>可児市文化創造センター・御嵩町（工事現場）・岐阜県庁</p>
<p>内 容</p>	<p>1 行程 浜松 SA—豊田東 JCT—可児御嵩 IC—【可児市文化創造センター】—【御嵩町（工事現場）】—可児御嵩 IC—美濃関 JCT—岐阜各務原 IC—【岐阜県庁】—岐阜各務原 IC—豊田東 JCT—浜松 SA</p> <p>2 対応者 ■■■■ 氏・岡本孝子 御嵩町議・■■■■ 氏・岐阜県 都市交通局 湯澤 局長・岐阜県 公共交通課リニア推進室 伊藤 課長</p> <p>3 聴取内容 【塩坂氏によるバス車内での講話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ボーリング調査 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 透水係数 <ul style="list-style-type: none"> 1 秒間にどれだけ水が移動するか ◇ 南アルプスの岩体では使えない（ダルシーの法則） ● トリチウムで地下水年齢 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 柿田川は 30 年前の富士山の水 ● 大井川・コアボーリング <ul style="list-style-type: none"> ➢ 690～700m の破砕帯がある可能性 ➢ 10m の破砕帯はおそらく薬液注入では止められない ➢ コアボーリングをすると、静岡県側から掘れない理由がなくなる可

	<p>能性が出てくる</p> <ul style="list-style-type: none">● 各地の状況<ul style="list-style-type: none">➤ 東京都<ul style="list-style-type: none">◇ 大深度法 地下 50m 以下の権利を放棄させる➤ 神奈川県<ul style="list-style-type: none">◇ リニアの車庫が作られる 街が分断される➤ 山梨県<ul style="list-style-type: none">◇ 地下水の枯渇➤ 長野県<ul style="list-style-type: none">◇ 埋蔵文化財◇ 残土処理➤ 岐阜県<ul style="list-style-type: none">◇ 汚染土 ヒ素等➤ 愛知県<ul style="list-style-type: none">◇ 亜炭の採掘跡 <p>【岡本町議講話（可児市文化創造センター）】</p> <ul style="list-style-type: none">● JR 東海がリニア建設に伴う残土の恒久処分を御嵩町に打診。● 残土には重金属が含まれて土壌を汚染する恐れがある。<ul style="list-style-type: none">➤ 国としては、残土は産廃ではない。● 御嵩町は以前にも産業廃棄物処分場計画が問題になったことがあるため、慎重な対応を求める声がある。● 町長は JR に水道・道路等インフラ整備をしてほしかったが、JR はゼロ回答。● 町民はあまりリニアのことを知らない。<ul style="list-style-type: none">➤ 高齢化、新聞で知ったくらい● 岡本町議は平成 27 年より町議会で度々質問。● 自治体の残土はその自治体で処分の流れ <p>【 氏講話（可児市文化創造センター）】</p> <ul style="list-style-type: none">● 残土処理の問題<ul style="list-style-type: none">➤ 黄鉄鉱<ul style="list-style-type: none">◇ 水や空気と反応すると硫酸が発生<ul style="list-style-type: none">● 処理するのに 400m×30 個のプラントが必要（トンネル
--	--

	<p>内)</p> <ul style="list-style-type: none">● 2FeS_2 (黄鉄鉱) + 7O_2 + $2\text{H}_2\text{O}$ → 2FeSO_4 (硫酸第一鉄) + $2\text{H}_2\text{SO}_4$ (硫酸)● 2FeSO_4 (硫酸第一鉄) + H_2SO_4 + $1/2\text{O}_2$ → $\text{Fe}_2(\text{SO}_4)_3$ (硫酸第二鉄) + H_2O● $\text{Fe}_2(\text{SO}_4)_3$ (硫酸第二鉄) + $6\text{H}_2\text{O}$ → $2\text{Fe}(\text{OH})_3$ (水酸化第二鉄) + $3\text{H}_2\text{SO}_4$ (硫酸) <ul style="list-style-type: none">● 東海環状自動車道トンネル掘削残土による久々利川流域水質汚染事件 (2003 年)<ul style="list-style-type: none">➢ 酸性汚染水で青白色に染まる<ul style="list-style-type: none">◇ カドミウム・銅◇ 稲作を中止➢ 愛知万博 (2005 年) に間に合わせるために突貫工事 <p>【御嵩町リニア工事現場】</p> <ul style="list-style-type: none">● 工事ヤード● 残土置き場● JR が元ゴルフ場含む町有地を購入● 視察場所付近を流れる押山川の水質も危険ではないか?● 地元は全て地下を通してほしかったが、JR は名古屋までの勾配がとれなくなるため拒否 <p>【湯澤氏・伊藤氏 リニア推進室 意見交換 (岐阜県庁)】</p> <ul style="list-style-type: none">● 東濃を窓口とした地域振興・公共交通整備<ul style="list-style-type: none">➢ 県内の循環を目指す● JR とはキャッチボールができています (とのこと)<ul style="list-style-type: none">➢ 何かあったら地元には説明するように JR に依頼している● 岐阜県には推進する立場の担当課と規制する立場の担当課がある● リニア関連予算 約 2,700 万円 <p>4 県政への反映</p> <p>残土の置き場だけではなく、残土に含まれている有害となる物質を処理する問題が出てくる。大井川の水量がクローズアップされているが、残土も問題なのだとすることを県民に伝えていく必要がある。</p> <p>静岡県以外の他県の自治体においても問題が顕在化している。それらの自治体と連携して JR 東海に問題を認識させていかなければならないのではないか。</p>
--	---

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和3年4月22日	金 額	4,660 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・ 会派内調整打合せ ・政務活動資料の整理		
使 途 (該当項目に丸印)	交通費 ・宿泊費・駐車料		
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。 		
<<領収書貼付枠>> 利用票 参照			
浜松ー静岡 2,330 円 静岡ー浜松 2,330 円 2,330 円+2,330 円=4,660 円			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,660 円	/	
		100 %	4,660 円

整理番号	4-15
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会派オンライン県政報告会		
年月日	令和3年4月25日	金額	4,660円

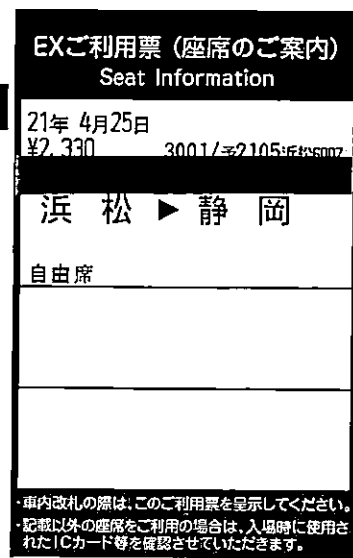
目的	報告会場設営・運営
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	会派が昨年度取り組んできた県政に対する活動をインターネット上で県民に報告する。

《領収書貼付枠》

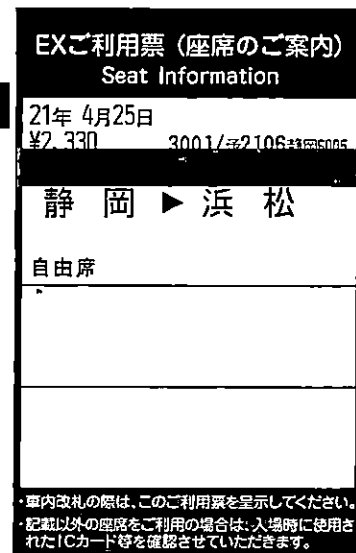
利用票 参照

浜松—静岡 2,330円
静岡—浜松 2,330円

2,330円+2,330円=4,660円



このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません



このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

※ 会場：レイアツ7°御幸町ビル (静岡市葵区御幸町)

※ 活動概要書：会派支出証拠書 3年4月 整理番号 4-6 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,660円	/	4,660円
		100%	

支出証拠書

4/25

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2021年4月分)		
年月日	令和3年4月1日～令和3年4月30日	金額	930円

目的	情報収集
使途	新聞購読料 (「しんぶん赤旗」日曜版)
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

良知 駿一 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

日本共産党発行の しんぶん赤旗
領収書
930円
 2021年4月分
 上記の金額たしかにいただきました。
 ありがとうございました。
 日本共産党西部地区委員会
 〒433-8122
 浜松市中区上島 2-13-17
 TEL 053-474-2145
 領収日 4/25 扱者

*印は税率8%

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	930円	100%	930円

支出証拠書

4/26

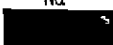
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2021年4月分)		
年月日	令和 3年 4月 1日~令和 3年 4月 30日	金額	7,550 円


目的	情報収集
使途	新聞購読料 (静岡新聞, 日本経済新聞)
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

領収証 (口座振替)

支店 区域 経路 No 良知 駿一 101 振
01 042 020  様
※は軽減税率対象です

品名	数量	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
※静岡新聞	1	3,300		7,550 円
※日本経済新聞朝刊	1	4,250		
10%対象 0 (内消費税 0) 8%対象 7,550 (内消費税 559)				2021 年 04 月分 領収致しました。 年 月 日

株式会社 ニュ  細江
浜松市北区細江町中川543

本店 053-522-0261

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

領収日: 令和3年4月26日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	7,550 円	100%	7,550 円

支 出 証 拠 書

4/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和 3 年 4 月分)		
年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 4 月 30 日	金 額	19,402 円

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 参照 (引き落とし日 4/27)</p> <p>月額リース代 39,204 円のうち、対象外経費(自動車重量税)を除いた 38,804 円(※)の 1/2 相当額を請求する。</p> <p>38,804 円 × 1/2 = 19,402 円</p> <p>※リース料支払総額 3,293,136 円 - 対象外経費(自動車重量税) 33,600 円 = 3,259,536 円 3,259,536 円 ÷ 84 回分割 = 38,804 円</p>	

案分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	38,804 円	1/2 %	19,402 円

照会口座



(全25件) 並び替え: 振り | 日付 | 摘要 | 入金

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2021年04月22日分	930円			出金	NKS.外切	[編集]
001	2021年04月23日分	2,200円			出金	SMBC(外切)	[編集]
001	2021年04月26日分	7,550円			出金	ソフバイ	[編集]
004	2021年04月27日分	60,450円			出金	SMBC(外切)	[編集]
005	2021年04月27日分	39,204円			出金	初	[編集]

支 出 証 拠 書

4/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和 3 年 5 月 1 日～令和 3 年 5 月 31 日	金 額	30,225 円

目 的	政務活動を行うための事務所の賃借
使 途	賃借料 (2021 年 5 月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 参照 (引き落とし日 4/27)	

案分の理由 後援会活動と按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	60,450 円	1/2 %	30,225 円

照会口座 [REDACTED]

(全25件) 並び替え: 当日 | 日付 | 摘要 | 主

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
001	2021年04月22日分	930円	[REDACTED]	[REDACTED]	出金	NKS(外)別	[編集]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
001	2021年04月23日分	2,200円	[REDACTED]	[REDACTED]	出金	SMBC(外)	[編集]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
001	2021年04月26日分	7,550円	[REDACTED]	[REDACTED]	出金	カブガイ	[編集]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
004	2021年04月27日分	60,450円	[REDACTED]	[REDACTED]	出金	SMBC(外)	[編集]
005	2021年04月27日分	39,204円	[REDACTED]	[REDACTED]	出金	利	[編集]

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 3 年 4 月 28 日	金 額	3,420 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・ 会派内調整打合せ ・政務活動資料の整理
使 途 (該当項目に丸印)	交通費 ・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

利用証明書 参照

浜松 SA スマート—静岡 SA スマート
静岡 SA スマート—浜松 SA スマート

1,710 円+1,710 円=3,420 円

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 浜松 SA スマート 料金所(至) 静岡 SA スマート 21年 4月28日 12時 5分 <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A18104-289998-564229 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 静岡 SA スマート 料金所(至) 浜松 SA スマート 21年 4月28日 18時46分 <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A18104-280016-288529 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
--	--

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,420 円	100 %	3,420 円

支出証拠書（自動車燃料代）

【 4 月分】 4/30 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近)の給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費	956.1	18 円 × 956.1 km	17,209
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。 議員氏名 良知 駿一			

≪領収書貼付枠≫			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	17,209 円	100 %	17,209 円

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
4/1	地元要望現場視察	事務所—静岡県中国浙江省記念公園 (往復)	13.4
4/3	意見交換 (地元環境・産業について)	事務所—西区雄踏町山崎地内 (往復)	26.6
4/5	会派政調会・議員総会	事務所—県庁 (往復)	157.9
4/6	意見交換 (地元諸課題について)	事務所—北区役所 (往復)	7.8
4/7	事業ヒアリング	事務所—静岡県水産技術研究所浜名湖分場 (往復)	32.0
4/9	開校式出席・意見交換	事務所—みをつくし特別支援学校 (往復)	5.8
4/10	意見交換 (障害者福祉)	事務所—あいホール (往復)	6.8
4/10	意見交換 (文化財保護)	事務所—三ヶ日町三ヶ日地内 (往復)	33.8
4/12	事業ヒアリング	事務所—浜松市地域情報センター	14.0
4/12	意見交換 (労働問題)	浜松市地域情報センター—湖西市鷺津地内	21.6
4/12	要望活動	湖西市鷺津地内—細江町気賀地内—事務所	26.2
4/13	要望活動・議員総会	事務所—県庁 (往復)	157.6
4/14	意見交換 (交通)	事務所—西区大久保町地内	12.4
4/14	要望活動	西区大久保町地内—新都田地内—奥浜名湖商工会—新都田地内—事務所	45.6
4/15	意見交換 (コロナ影響)	事務所—中区葵東地内 (往復)	13.2
4/19	会派リニアPT視察	事務所—浜松SA下り (往復)	21.4
4/20	事業ヒアリング	事務所—浜松市役所	13.8
4/20	県政報告ラジオ収録	浜松市役所—ザザシティ浜松—事務所	14.2
4/21	意見交換 (コロナ影響)	東区市野町地内—事務所	12.0
4/23	意見交換 (不法侵入・水上安全管理)	事務所—観音山少年自然の家—北消防署—細江警察署—三ヶ日青年の家—三ヶ日町佐久米地内—細江町中川地内—事務所	63.1
4/24	意見交換 (地元諸課題)	事務所—根洗町地内—三方原町地内—初生町地内—三方原町地内—事務所	12.5
4/25	意見交換 (労働問題)	事務所—浜名湖ガーデンパーク (往復)	26.8

4/26	意見交換 (地元諸課題)	細江町気賀地内—三ヶ日町 下尾奈地内—三ヶ日町津々 崎地内—事務所	25.6
4/27	県政報告	事務所—細江町中川地内 (往 復)	1.2
4/27	意見交換 (労働問題・教育課題)	事務所—東三方町地内 (往 復)	10.2
4/28	議員総会	事務所—県庁 (往復)	157.6
4/29	要望活動	事務所—細江町気賀地内 (往 復)	13.6
4/30	意見交換 (まちづくり)	事務所—細江町中川地内	0.6
4/30	要望活動	細江町中川地内—奥浜名湖 観光協会—事務所	8.8
合 計			956.1